



2019年度 静岡市立こども園 入園申込みのしおり

静岡市役所 子ども未来局こども園課

1 認定こども園の特長

- 認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う教育・保育施設です。
 - 幼稚園のような利用をするお子さんも、保育園のような利用をするお子さんも、それぞれ利用時間に違いはありますが、一緒に過ごして教育や保育を受けられます。
 - 例えば、1号認定(幼稚園のような利用)を受けて入園した後に、仕事を始めるなどしてお子さんの保育が必要となった場合でも、一時預かり(※)を併用しての利用や、2号認定(保育園のような利用)への変更により、引き続き通い慣れた園に通園できます。
- ※一時預かり(預かり保育)とは、1号認定を受けたお子さんを通常の教育時間の前後や長期休業中などに預かる事業です。

2 認定こども園を利用するには

お子さんの年齢と保育の必要性に応じた認定(1号～3号のいずれか)を受けるための申請が必要となります。

まず、下の「認定区分」及び「保育を必要とする事由」により、お子さんが1号から3号のどれに該当するかご確認ください。

【認定区分】

	対象年齢	要件	利用の時間・形態
1号	満3歳以上	なし	4時間程度(教育標準時間) 【幼稚園のような利用】
2号	満3歳未満	「保育を必要とする事由」※1 に該当すること	上限 11 時間(保育標準時間)又は
3号			上限 8 時間(保育短時間)※2 【保育園のような利用】

※1「保育を必要とする事由」は、「2019年度認定こども園、保育園、小規模保育施設の入園申込みのしおり」でご確認ください。

※2「保育標準時間」と「保育短時間」：例えば、【保育を必要とする事由】で「①月 60 時間以上の就労」に該当する場合は、両親ともに月 120 時間以上の就労で「保育標準時間認定」となり、両親のいずれか又はともに月 120 時間未満の就労では「保育短時間認定」となります。

3 教育のみのお子さん(1号認定)の利用

(1)利用日

月曜日～金曜日(春・夏・冬休み期間、祝日、年末年始を除く)

(2)利用時間

基本時間 8:30～14:00(園により14:30)

※事前の申込みにより、一時預かりを実施します

- ▶月曜日～金曜日 7:00～8:30、14:00(14:30)～16:30、16:30～18:00 /各回 200円
- ▶土曜日・長期休暇期間 8:30～16:30 /1回 1,000円

(3)利用料

世帯の所得状況等に応じた段階的な料金設定となります(利用者負担額表参照)。

※父母の市民税所得割額で算定しますが、祖父母がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合や父母にほとんど収入がない場合には、同居の祖父母のうちいずれか収入額が高い方の市民税額を合算することがあります。

※別途、個人の所有となる教材や行事参加等の実費を求める場合があります。

※利用料軽減措置(きょうだい児多子軽減、階層によるその他軽減措置等)があります。詳しくは利用者負担額表をご参照ください。

(4)給食

提供します。

※給食費として実費をいただきます。

※希望のある場合、弁当持参も可能です。

(5)送迎

各家庭で送迎をお願いします。

(6)障がい児保育

市立こども園では、集団保育が可能であり、障がいや発達に気になるところのあるお子さんの入園を受け付けています。

各歳児、入園予定数(継続児を含む)のおおむね15%の特別枠を設け、各園で受け入れをしています。受け入れを判断するため、園での体験保育後、医師による面接を受けていただきます。

園の入園予定数の状況によっては、希望園での受け入れができない場合があります。また、面接等による判断の結果、受け入れができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、医療行為が必要なお子さんの受け入れはできません。

(7)入園までの手続【1号認定】

①入園を希望する園に申込みをします。

➤ 入園許可申請書の提出

「静岡市立こども園入園許可申請書」(以下「入園許可申請書」といいます。)に必要事項を記入し、10月1日(月)から5日(金)までの9時00分から16時30分までの間に、入園を希望する園に提出してください。

※提出時に面談を行いますので、お子さんと一緒にご来園ください。

※複数の園に提出することはできません。

➤ 入園許可申請書受付証明書の受取

入園許可申請書と引き換えに、「静岡市立こども園入園許可申請書受付証明書」を受け取ってください(定員超過の場合の抽選の際に必要となりますので、大切に保管してください)。

➤ 【障がい児特別枠での申込みの場合】体験保育、面接

園での体験保育後、10月16日(火)に医師による面接を受けていただき、受け入れの判断を行います。

➤ 入園の内定

申込者の入園を内定しますので、10月23日(火)下記の受付時間にご来園ください。

特別枠:10時40分～10時50分 一般枠:13時30分～13時50分

なお、定員超過の場合には、同日、園で公開抽選会を行い、抽選を通過した方が入園の内定となります。

➤ 定員超過・定員割れの場合の手続き

定員超過、定員割れの場合には、抽選、再募集を行います。募集要項配付時の園からの説明やその後の園からの連絡等に従い、必要な手続きをしてください。

【定員超過の場合は抽選】

10月23日(火)に園で公開抽選会を行います。

特別枠:11時00分 一般枠:14時00分

抽選で漏れた方は、その園のキャンセル待ちのほか、別の園の定員割れ再募集に申し込むこともできます(再募集に申し込んだ場合、キャンセル待ち対象から除外されます)。

【定員割れの場合は再募集】

10月23日(火)～26日(金)の9時00分から16時30分までの間、再募集を行います。定員超過の場合、再募集申込者を対象に公開抽選会を10月30日(火)に行います。

②1号認定の申請をして認定を受けます

- 支給認定申請書、マイナンバーに関する書類提出 **内定後、園に提出**
入園内定者は、「施設型給付費等支給認定申請書(1号認定用)」「マイナンバーに関する書類一式」に必要事項を記入作成し、園に提出してください。
- 該当者のみ必要な書類の提出
平成30年1月1日現在海外に居住していた場合は、所得申告書(子育て支援課様式)及び所得申告書の金額が確認できる書類の提出が必要です。
平成30年1月1日に静岡市に住民票がない方は、これまで住民税(非)課税証明書の提出をお願いしていましたが、原則不要になりました。必要な場合のみ別途子育て支援課から依頼します。
- 支給認定証の交付
1号認定の支給認定証を交付します。入園に際して必要となりますので、大切に保管してください。

③利用する園で入園の手続きをします

- 園からの連絡に応じて所定の手続きをしてください。

④入園に関する書類が交付されます

- 利用料のお知らせ
入園月の中旬頃に、保護者の所得状況等に応じて算定した利用者負担額に関する通知を園を通じて送付します。

2・3号認定の詳しい手続きは、「2019年度 認定こども園、保育園、小規模保育施設の入園申込みのしおり」をご覧ください。

2号と1号の併願(保育標準(短)時間利用を第一希望としながらも、場合によって教育標準時間利用も想定される方)をお考えの場合は、申込み前に園にご相談ください。

お問い合わせ

各静岡市立こども園へ(別紙 施設一覧表参照)

